

鳥栖市空き店舗等活用支援事業



鳥栖駅西側の中心市街地（※裏面参照）の空き店舗等で、新たに開業・開設又は新事業に取り組む方を対象として、店舗改装費の一部を助成します。

補助内容

- 県外移住起業者（※詳細は下記までお尋ねください）
補助率：**3/4以内**（百円未満切捨て）
補助限度額：**150万円**
- 上記以外の起業者（一般）
補助率：**1/2以内**（百円未満切捨て）
補助限度額：**100万円**

対象物件

鳥栖駅西側の中心市街地で、1年以上営業されていない空き店舗・店舗兼住宅、1年以上無人状態にある空き家等

対象者

次のいずれにも該当しない方

- 出店しようとする空き店舗等において、深夜酒類提供飲食店営業以外の風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する営業を行おうとする方
- 出店に際して法律に基づく資格、許可等が必要な場合に、当該資格、許可等を有していない方
- 出店しようとする空き店舗等の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする方
- 出店しようとする空き店舗等の3親等以内の親族
- 県外に本店のあるフランチャイズ店等を出店しようとする方
- 県内の既存店舗を閉店し、3年以内に新たに店を出店しようとする方
- 市税を滞納している方
- 宗教又は政治団体
- 暴力団関係者

募集件数

予算の範囲内（先着順）

申請期限

令和6年11月29日

※当日消印有効

まずは事前にご相談ください！

お問合せ

鳥栖商工会議所

〒841-0051 鳥栖市元町1380-5 電話：0942-83-3121

申請の流れ

- ①改装工事前に申請を商工会議所へ行く。
 - 補助金交付申請書
 - 出店申込書
 - 空き店舗等新規出店開業計画
 - 誓約書
 - 空き店舗等状況証明書
 - 賃貸契約に係る契約書又はそれに類する書類
 - 賃貸予定店舗の改装工事着手前写真
 - 店舗改装工事に係る見積明細書
 - 滞納のない証明書
 - 預金通帳の写し（事業用）
 - 履歴付き住民票（※移住起業者）
 - 居住地の公共料金請求書の写し（※移住起業者）
 - その他（決算書等）
- ②商工会議所から交付決定通知を郵送。
通知受領後、改装工事に着手。
- ③改装工事完了後、実績報告を商工会議所へ行く。
 - 実績報告書
 - 領収書の写し
 - ※領収書は但し書が記入され、何についての経費なのか、第三者が見て判断できる状態のものを添付してください。
 - 成果物が確認できるもの（写真等）
 - 事業効果がわかるもの（任意様式）
 - 開業届の控え
 - 営業許可証の控え
 - 交付請求書
- ④現地確認後、商工会議所から確定通知を郵送
指定口座へ振込み

補助対象地域（鳥栖駅西側中心市街地）

補助対象地域は、鳥栖駅西側で、都市計画法の用途地域が商業地域である区域です。
※下図は、大まかな区域を表したものであることを御了承ください。

